

JICA 環境社会配慮助言委員会 第 45 回全体会合
2014 年 3 月 7 日 (金) 14:30 ~ 17:30
JICA 本部 1 階 113 会議室
議事次第

1. 開会

2. WG スケジュール確認 (別紙 1 参照)

3. ワーキンググループ会合報告および助言文書等確定

- (1) コスタリカ国ボリンケン地熱開発事業 (協力準備調査 (有償)) ドラフトファイナルレポート (1 月 31 日 (金))
- (2) フィリピン国ミンダナオ島南部地域回廊補修事業 (協力準備調査 (有償)) スコーピング案 (1 月 31 日 (金))
- (3) パキスタン国タール石炭火力発電所建設事業 (協力準備調査 (有償)) スコーピング案 (2 月 10 日 (月))
- (4) タンザニア国ケニア-タンザニア連系送電線事業 (有償資金協力) 環境レビュー (2 月 14 日 (金))
- (5) ウズベキスタン国トゥラクルガン火力発電所建設事業 (協力準備調査 (有償)) スコーピング案 (2 月 24 日 (月))

4. 環境レビュー結果報告

- (1) ベトナム国ハノイ市環状 3 号線整備事業 (マイジック - タンロン橋南間) (有償資金協力)

5. その他

- (1) 環境社会配慮ガイドラインの運用面の見直しについて

6. 今後の会合スケジュール確認他

- ・次回全体会合 (第 46 回) : 4 月 7 日 (月) 14:30 から (於 : JICA 本部)

7. 閉会

以上

環境レビュー段階での助言に対する助言対応結果

国名: ベトナム国

案件名: ハノイ市環状 3 号線整備事業(マイジックータンロン南間)

番号	助言委員会からの助言	助言対応結果(審査後)
1	高架道路に自動車が集まることによって、一般道(高架下道路)の交通渋滞の緩和が期待される反面、交通利便性の向上により交通量の増加(誘発交通量)を招き、トータルの交通量は増加すると見込まれる。この結果、将来の環境負荷の発生量は増えることに対して、どう評価するか確認すること。また、それらに関して可能な範囲で緩和策を検討することについて確認すること。	・ 本事業においては需要予測に基づく影響評価結果にあわせて、必要な各緩和策を実施する計画であることを確認した。 ・ 今後モニタリングの結果、環境基準値の超過や周辺住民からの苦情を受けた際には追加の緩和策を実施することについて合意した。
2	EIA にて実施されている将来予測の環境項目に PM10 が含まれない理由を確認すること。	・ PM10 は EIA の将来予測の環境項目に含まれる TSP(総浮遊粒子状物質)と比例するものであり、WHO の Rapid Inventory Techniques in Environmental Pollution を適用した推定では PM10 も基準値を超えないことを確認した。 ・ モニタリング段階では、PM10 もモニタリング項目に含めることについて合意した。
3	大気汚染状況のモニタリングの際に沿線住民の健康被害についても聞き取りなどの調査をするよう実施機関に申し入れること。さらに調査の結果、健康異常が疑われる場合には、車輛からの排気ガスとの因果関係について詳細に調査するよう申し入れること。	・ 実施機関に対し、健康被害の聞き取りについて申し入れを行った。 ・ ベトナム国内法上聞き取りは義務付けられていないものの、今後苦情等があった際には聞き取りを含めた必要な対策の実施についても検討する方針について合意した。
4	土壌汚染について、既存構造物(工場など)の除却の際は、土壌の汚染(有害化学物質や重金属類等)および石綿飛散の可能性について詳細設計段階で確認するとともに、必要に応じ適切な対策が講じられていることを確認すること。	・ 本事業で発生する既存構造物の除却はフェンスの撤去程度であり、撤去に際してもカバーかけや廃棄物の適切な処理等の対策を行うことから影響は最小限であることを確認した。 ・ 環境レビュー時に視察を行った際にも、工場棟は ROW 外にあり除却が発生しないことを確認した。 ・ 今後事業スコープ・用地の変更により工場等の除却が必要となった場合には、土壌汚染の可能性も含めた必要な対策を行うことについて、合意した。
5	高架道路新設に伴い、現在ある沿道の樹木が伐採されると EIA に記述がある。樹木は騒音防止や大気汚染防止の他、景観向上、CO2 吸収等の効果もあり、これに関しての緩和策、代償措置を検討するよう申し入れること。	・ 街路樹については、高架道路側に伸びている枝を切る樹木は 1,200 本程度あるものの、実際に伐採するのは数十本程度であることを確認した。 ・ 加えて、将来当該道路が拡張される際には 2 列の街路樹を植え、緑地帯を確保する計画であることを確認した。
6	本事業の環境影響評価として、温暖化への影響(CO2 排出量の増加)について、評価するよう申し入れること。	・ CO2 排出量の影響評価を、詳細設計で実施することについて合意した。
7	本事業の起点、終点の接続部や高架下道路における交通事故対策として、標識設置やマナー普及に係る取組を検討するよう申し入れること。	・ 実施機関に対し、交通事故対策の検討について申し入れた結果、詳細設計において標識設置や速度規制等の交通事故対策について検討することを合意した。

8	現状値でベ国基準を超えている総浮遊粒子状物質 (TSP) や PM10、騒音について、現地でのどのような規制・対策が行われているか確認すること。	- 都市部・工業地域における大気汚染に対しては、規制する法令として Law on Clean Air 及び Decree on Air Pollution Charge の準備が進められ、特に後者については、排ガスに含まれる汚染物質の量に応じて排出者に排出料金を課す予定となっていることを確認した。 - 騒音については、天然資源環境省によって居住地域及び商業・工業地域における騒音規制に関する環境基準が施行されており、基準を超える際には必要な緩和策等の対応がとられることを確認した。
9	大気質、騒音の環境項目について現状でベ国基準を超えており、将来予測では交通量の増加が見込まれている。道路事業の実施時及び供用時において、これらの項目の周辺への影響や景観について、EIA に記載されている対策で緩和策は十分か、確認すること。不十分と認められる場合には、追加的な対策を検討するよう申し入れること。	工事中・供用後については審査時に合意したモニタリング計画に基づいてモニタリングを実施し、仮にモニタリング結果がベトナム国内の基準値を超えた場合には、追加的な緩和策を実施することについて合意した。
10	事業実施による騒音と大気質の変化が周囲に与える影響、工事により変化する景観、伐採等の影響を受ける対象地区の樹木について、追加的で十分な影響分析がなされた折には、その結果をステークホルダーにタイムリーに明示することが必要である。以上の内容を先方に申し入れること。	- 各影響項目に対する緩和策の内容については、ステークホルダー協議にて概要を説明の上、特段の反対なく協議を終えている旨確認した。 - 工事中及び供用後において、モニタリング結果をステークホルダーに公開するとともに、必要に応じて追加的な緩和策を実施することについて合意した。
11	交通省内の Project Management Unit Thang Long (PMUTL) の責任の下、建設時、供用時ともに緩和策が実施された際は、その結果について、ステークホルダーの合意が得られていることを確認すること。	工事中・供用後の緩和策実施による各項目の環境影響については、モニタリングの結果を PMUTL 事務所にて公開することで、各ステークホルダーが閲覧できるようにするとともに、ステークホルダーから異議申し立てがあった場合には追加的な緩和策の実施等の必要な対応を行うことについて合意した。

国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直しについて

2014年3月7日

独立行政法人国際協力機構
審査部

ガイドラインの規定

2.10

1. (略)

2. 本ガイドラインの運用実態について確認を行い、関係者の意見を聞きつつ5年以内に運用面の見直しを行う。また、本ガイドライン施行後10年以内にレビュー結果に基づき包括的な検討を行う。それらの結果必要に応じて改定を行う。改定にあたっては、日本国政府、開発途上国政府、開発途上国のNGO、日本のNGOや企業、専門家等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う。

3. 本ガイドラインの運用上の課題や手法を調査研究し、ガイドラインの改定に反映させる。

運用面の見直しの位置づけ

【「新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会」 第22回・第23回会合議事録より抜粋】

- 「……特に有償の案件……1サイクル回すものが何件か出て、それが新しいガイドラインを踏まえてどうだったのかという評価を下すには5年ではちょっと短過ぎるというか、結果が出ない……」
- 「……5年以内の運用面の見直しという趣旨は、新JICAになって、2つあるガイドラインをくっつける作業を今しているわけですがけれども、それを運用してみても不都合がもし出てくれば、そこは見直したいという趣旨……」
- 「……必要に応じては改定しますけれども、5年目はそんなに大幅なことには多分ならないでしょう……」

【見直しの位置づけ】

- 運用面で現に生じている不都合のうち、「10年以内にレビュー結果に基づき包括的な検討」を待たずに対応すべきものについて、その解消を図る作業(主にFAQを改定するイメージ)

スケジュール(案)

- 開発途上国政府、JICA内、助言委員会へのヒアリング等を通じた検討課題の確定(26年度第1四半期)
- 検討作業(26年度第2～第4四半期)
- 検討結果の公表(27年度第1四半期)

過去に助言委員会で議論になった主な項目

- 「緊急を要する場合」(ガイドラインP.4)の該当要件
- 「派生的・二次的な影響や累積的影響」(P6, P.7, P19)の範囲
- 環境社会配慮における気候変動の取り扱い(P.6, P18)
- スコーピングの実施方法(P.7)
- 「不可分一体の事業」(P.7)の範囲
- カテゴリB案件のうち必要な案件(P.8)
- 等

環境社会配慮ガイドラインに関する良くある問答集

平成 23 年 7 月 20 日

➤ ガイドライン全般に関する質問

質問	回答
なぜ新ガイドラインを作成することになったのですか？	これまで、有償資金協力については、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(2002 年)を、技術協力については、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」(2004 年)を、それぞれ適用してきました。 独立行政法人国際協力機構法の改正により、2008 年 10 月より JICA が我が国の政府開発援助の実施機関として技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担うこととなったことから、各援助手法の特性を踏まえつつ、これら 2 つのガイドラインの体系を一体化すべく、新ガイドラインを作成したものです。
なぜ JICA は環境社会配慮を行うのですか？	開発援助は一時的な対応で終わってしまうものではなく、持続的なものでなくてはならないと認識しており、環境社会配慮は、開発の持続性を確保するために必要と考えています。例えば、環境社会配慮が十分に行われなかった場合、開発そのものの基盤が損なわれ、開発が持続できなくなることも想定されます。開発と自然環境、住民生活等とのバランスを考え、開発が持続可能となるよう配慮が必要です。
国際機関などの環境社会配慮ガイドラインとの整合性を確保しているのですか？	環境社会配慮確認の手続きのフロー、ステークホルダーとの協議、スクリーニング時のカテゴリ分類、環境アセスメント報告書や住民移転計画の項目等について、世界銀行やアジア開発銀行等のガイドラインと整合性を図っています。
相手国等との法律や規則との調整が必要なのではないのですか？	相手国等の環境アセスメント等の法律や規則を適用することが第一義です。ただし、環境ガイドラインと比べ不十分な場合は、相手国政府の同意を得た上で環境ガイドラインを適用します。
環境ガイドラインに相手国等は対応できるのですか？	現在多くの相手国等は環境アセスメントに関する法律やガイドラインを有しています。また、他のドナーも環境アセスメントの実施を要件としています。相手国等は、環境ガイドラインに対応可能であると判断していますが、必要に応じて、JICA は相手国等が適切な環境社会配慮を実施できるよう支援を行います。
JICA が求める環境にかかる情報は実際に入手できるのですか？	相手国等はプロジェクトが環境に与える影響について、適切に情報収集・調査を行い、対応をとっているケースが殆どですので、JICA が求める情報は入手できると考えています。また、必要に応じ、協力準備調査等により、相手国等を支援します。
国際的な場で、JICA が環境ガイ	JICA としましても、皆様のご意見を踏まえ作成された国際協力機構環境

ドラインに基づく取り組みを情報発信しないのですか？	社会配慮ガイドライン（以下「環境ガイドライン」という。）の考え方を広めて行くため、国際的会議や相手国等との協議の場等を通じて環境ガイドラインの内容を説明し、JICA の取り組みについて情報発信を行っていく所存です。
環境ガイドラインを国内外の関係者に周知させるために、どのような活動を行っているのですか？	JICA は、和文、英文の環境ガイドラインを冊子だけでなく、入手し易いように JICA のウェブサイト上で公開しています。また、環境ガイドラインの策定は、透明性の確保という旧 JICA・JBIC 両ガイドラインの規定を踏まえ、2008年2月に設置された学識経験者、NGO、産業界、日本政府関係者から成る有識者委員会での計33回の議論、名古屋・大阪におけるパブリック・ヒアリング等を踏まえて作業が進められ、議事録や配布資料についても同ウェブサイト上で随時公開してきました。また、相手国等へも説明を行っています。 環境ガイドライン公布・施行後も、JICA 内の体制整備に一層努めると共に、国内外で知って頂くよう努力していきます。
環境ガイドラインを導入したことによって、プロジェクトの審査に要する時間が増えて、現在のような迅速な対応ができなくなるのではないですか？	JICA による環境社会配慮確認においてもセクターやプロジェクトの性格・内容に応じて十分に確認することが必要ですが、一方でプロジェクトの進展を JICA の審査手続の遅れにより妨げることは避けなければなりません。 JICA は十分な環境社会配慮確認を確保しつつ迅速化を図るため次のような工夫を考えています。スクリーニングを行うことにより環境への影響が重大である可能性のあるプロジェクトを特定化し、こうしたプロジェクトに対してはより詳細な環境社会配慮確認を行う相手国等への質問事項をまとめたスクリーニングフォーム、及びセクター毎に確認すべき項目を列挙したチェックリストを活用する協調融資を行う他金融機関等との情報共有、意見交換を行うプロジェクトの性格・内容に応じて特定分野の外部専門家を活用する協力準備調査の活用により環境ガイドラインを十分踏まえた案件形成を実施する
環境問題よりも外交関係を優先して支援表明が行われることがないよう、JICA の環境審査が確実にクリアされてから日本政府によるプレッジがなされているのですか？	JICA は環境面のみならず他の要素も含めて審査を行い、JICA の判断について、その結果と根拠を日本政府に報告し、その上で日本政府が最終判断をしてプレッジを行っています。従って、JICA 自らの専門知識に基づくプロジェクトのフィージビリティ確認の結果を受けずに日本政府によるプレッジがなされることはありません。
緊急を要する場合は、どのように対応するのですか？	自然災害や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高く環境ガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合は、早期の段階において、カテゴリ分類、緊急の判断と実施する手続きを環境社会配慮助言委員会に報告し、その結果を公開します。また、必要な場合は助言を求めます。

環境ガイドラインでは、「必要に応じ」との表現がありますが、このような書き方になっているのはなぜですか？	環境ガイドラインは、多種多様なプロジェクト全てを対象としています。個別プロジェクトの性格や JICA が関与するタイミング等は様々であり、全てのプロジェクトに一律の基準を適用することは困難です。 また細かく場合分けしたとしても、内容が複雑になりすぎる恐れがあり、またプロジェクトによってはケースバイケースで柔軟に対応することが適当なものもあります。以上を勘案し、読者に読みやすく、且つ実効性のある環境ガイドラインとすべく、このような表現を使用しております。
別紙1では検討する影響のスコープ、非自発的住民移転、先住民族の各項目で、「望ましい」と記述されている箇所がありますが、これは本文第2章、第3章の記述と整合性がとれているのですか？	環境ガイドラインの内容には、推奨されるもの(「望ましい」)と必要と考えられるもの(「…なければならない」)とがあるため、このような表現がとられているものです。
FAQ とはどのようなものですか？	FAQ は、環境ガイドラインに関して、利用者の皆様の多くの方が質問・疑問に思われる点に答えるために作成された、「よくある質問」です。環境ガイドライン本文が分かりづらい場合には、こちらも併せて読んで頂ければ幸いです。

➤ ガイドラインの適用及び見直しに関する質問

質問	回答
新ガイドラインが施行されるのは、2010年7月からとのことですが、その時点以降に要請を行ったプロジェクトに対して適用されるのですか？	2010年7月以降に要請を受けたプロジェクトに対して、新ガイドラインが適用されます。より具体的には、相手国等より我が国政府に対し要請があった場合がひとつの目安となると思われます。
既に支援が決定している案件等に対しても、環境ガイドラインを適用するのですか？	2010年6月30日以前に要請を受けたプロジェクトについては、有償資金協力の場合は「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(2002年4月)を、開発計画調査型技術協力及び技術協力プロジェクトの場合は「JICA 環境社会配慮ガイドライン」(2004年4月)を適用します。また、無償資金協力(国際機関経由のものを除く)、及び外務省が自ら行う無償資金協力事業についての事前の調査の場合は、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」(2004年4月)を参考とします。また、2010年6月30日以前に相手国等との間でその実施につき合意した協力準備調査については、本ガイドラインを適用せず、各協力事業の従来の手続に従うことになります。

対象となっているスキーム以外には、環境ガイドラインは適用されないのですか？	適用対象となる協力事業は、a.有償資金協力、b.無償資金協力（除く国際機関経由）、c.外務省が自ら行う無償資金協力の事前の調査、d.開発計画調査型技術協力、e.技術協力プロジェクト、及びこれらの協力準備調査です。これら以外の事業、例えば、青年海外協力隊、研修事業、個別専門家派遣等は適用対象外となります。
環境ガイドラインについて、具体的にはいつどのような見直しが行われる予定なのですか？	環境ガイドライン2. 10. 1. に規定されている通り、本ガイドラインの運用実態について確認を行い、関係者の意見を聞きつつ 5 年以内に運用面の見直しを行います。また、本ガイドライン施行後 10 年以内にレビュー結果に基づき包括的な検討を行います。それらの結果、必要に応じて改定を行います。改定にあたっては、日本国政府、開発途上国政府、開発途上国の NGO、日本の NGO や企業、専門家等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行うことになっています。

➤ 環境社会配慮手続全般に関する質問

質問	回答
戦略的環境アセスメントを適用するとありますが、具体的にはどのような取り組みを行うのですか？	協力準備調査のセクターやプログラム形成、事業段階より上位の調査、開発計画調査型技術協力のマスタープラン調査において、戦略的環境アセスメントを適用します。開発計画調査型技術協力のマスタープラン調査には、IEE レベルで、プロジェクトを実施しない案を含む代替案の検討を含んだ環境社会配慮調査を相手国等と行うと共に、調査の過程では、情報公開やステークホルダー協議への支援を行い、その結果を反映させます。
「環境ガイドライン」や「環境社会配慮」との表記がでてきていますが、環境ガイドラインにおける「環境社会配慮」について、JICA はどのように考えているのですか？	「環境社会配慮」については、「大気、水、土壌への影響、生態系及び生物相等の自然への影響、非自発的住民移転、先住民族等の人権の尊重その他の社会への影響を配慮することをいう。」と定義しています。
環境に関して JICA が行っている活動は、個々のプロジェクトの負の環境影響を確認するだけでなく、環境改善に貢献するプロジェクトの支援もありますが、このような支援はこのガイドラインのスコープに入っていないのですか？	環境ガイドラインにおいては、環境改善に貢献するプロジェクトの支援についても言及しています。前書きにおいて、「環境保全／改善に資するプロジェクトや、温室効果ガス排出削減等、地球環境保全に貢献するプロジェクトは積極的に支援する方針である」と明確に記述しています。例えば、森林保全・造成、省エネ・省資源、自然環境保全、オゾン層保護等の分野に対するプロジェクトには優先条件を適用する場合があります、かかる形で環境案件を積極的に支援しています。
環境ガイドラインにおいては、	JICA が行う環境社会配慮確認は、有償、無償、技プロについては、スク

「環境社会配慮確認」と「環境レビュー」という表現ができますが、これらはどのような意味で使用されているのですか？	リーニング、環境レビュー、モニタリングの3つのステージに分かれています。即ち、「環境レビュー」とは「環境社会配慮確認」のなかに含まれています。
調査検討すべき環境社会影響の項目をすべて調査する必要があるのですか？	検討する環境社会影響の項目については、本ガイドラインにおいて幅広くあげられているものの、すべての協力事業に対してすべての項目を調査するのではなく、スコーピングによって、必要な項目に絞り込みます。
それぞれのプロジェクトで確認すべき項目を具体的に示すことは困難であると推測されますが、確認漏れを回避するために、どのような対策をとっているのですか？	JICA では、スクリーニングフォームや環境チェックリストを十分に活用し、出来る限り漏れが生じないよう確認を行っていますが、これを補完するような対策も併せて講じています。例えば、カテゴリ A に分類される案件について、現地でのステークホルダー協議の手續や情報公開の状況を把握することは、確認漏れを防止するために有効であると認識しており、環境ガイドライン3. 2. 1. (1). 3. において、「情報公開と現地ステークホルダーとの協議結果を確認する。」旨明記し、適切な運用を心がけています。
第三者が、自らも証明できない情報を、プロジェクトを妨害するために JICA に伝えてきた場合、JICA としてはその情報をどのように扱うことになるのですか？	JICA としては、第三者からの情報提供を歓迎致します。お寄せ頂いた情報のうち、情報の信頼性が確保され、且つ有意なものについては、JICA が環境配慮を行う上で参考とさせていただきます。なお、情報源が特定できないような信憑性の低い情報の確認のために多大なコストと時間をかけることは公的機関に求められる効率的な業務運営の観点から望ましくありません。ついては、情報提供に際しては、自ら証明できる、事実に基づいた正確な情報提供をお願い致します。
環境ガイドラインでは、環境影響評価やモニタリングは、誰が行うこととされているのですか？	環境影響評価やモニタリングは、それぞれのプロジェクトを最も熟知しており、かつプロジェクトに対しオーナーシップを有する相手国等が、まず行うべきであるとされています。 具体的には、その透明性、客観性を確保することが重要であることから、 1) 「当該国に環境アセスメントの手續制度があり、当該プロジェクトがその対象となる場合、その手續を正式に終了し、相手国政府の承認を得なければならない」(別紙 2) 2) 「環境アセスメント報告書は、地域住民等も含め、プロジェクトが実施されている国において公開され・ていることが要求される」(別紙 2) 3) 「地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である」(別紙 1 (社会的合意)) 4) 「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開さすよう努めなければならない」(別紙 1 (モニタリング)) 等を相手国等に求める事項として環境ガイドラインに明記しています。
環境影響評価書の作成まで	相手国等の法律に基づく評価書の作成と環境影響評価に係る手續きは

JICA は支援を行うのですか？	相手国等が行います。JICA は必要に応じて環境社会配慮調査を行い環境影響評価に必要な資料の作成を支援します。
環境アセスメント報告書等が適時に提出されないためにプロジェクトの進捗に影響をきたすことを避けるため、環境アセスメント報告書作成支援を協力準備調査または本体プロジェクトへの融資スコープに入れる等の形で実施しないのですか？	必要に応じ、協力準備調査やエンジニアリング・サービス借款の活用により、環境アセスメント報告書等の作成を支援することができると考えています。 上記のツール以外にも、JICA として必要な支援を行うことが可能になるよう、新たなツールについても検討していきたいと考えています。
どのような主体からプロジェクトの環境関連情報を収集していますか？	JICA は、相手国等からの情報提供により、プロジェクトに関する環境情報を収集します。JICA が環境社会配慮確認を行うにあたって、相手国等からの情報に加え、相手国等以外からの情報も重要であると認識しており、現地調査などを通じて、相手国等以外からも情報を入手するべく取り組んでおり、今後ともかかる情報収集を継続していく所存です。
「専門家からなる委員会を設置」（別紙1 基本的事項）とありますが、これは外部専門家の意見を聴取するために、JICA が専門家委員会を設置するのですか？	別紙1の手続は相手国等の環境社会配慮の一環として行われるべきであると考えており、対象プロジェクトに求められる環境社会配慮の項目として専門家等からなる委員会の設置を規定しています。世界銀行のOP4.01においても、「カテゴリ A 案件の中でも特にリスクが高い案件、論議を呼ぶ案件、又は環境に関する懸念が深刻で多方面に渡る案件の場合、借入人は通常、国際的に認められ、独立した環境専門家に諮問委員を依頼し、環境アセスメントに関係する当該案件の全側面について、助言を受けるべきである。」と借入人に求める事項としています。
環境社会配慮助言委員会の役割を教えてください。	環境社会配慮助言委員会は、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に対する助言を行う委員会であり、外部専門家からなる第三者的機関のことをいいます。カテゴリ A 案件及びカテゴリ B 案件のうち必要な案件について、協力準備調査においては環境社会配慮面の助言を行い、環境レビュー段階及びモニタリング段階では報告を受け、必要に応じて助言を行います。また、開発計画調査型技術協力においては、本格調査段階において環境社会配慮面の助言を行います。
環境レビューの結果は、どのように意思決定・合意文書において活用されることになるのですか？	環境レビューの結果は、合意文書への反映を含め、合意文書締結の意思決定において活用されております。また、JICA は、環境ガイドライン2. 8. 1. に規定している通り、 1) モニタリング結果の報告 2) 問題発生時の現地ステークホルダーとの協議 3) プロジェクトの変更(停止及び期限前償還を含む)を求めることがあること をプロジェクトの内容や性格に応じ、合意文書に盛りこむよう最大限努力

	することとしています。
「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」として想定されるものはどのような場合ですか？	環境社会配慮が確保できないと判断する場合として、例えば、以下のような場合が想定されます。 ➤ プロジェクトを実施しない案を含めて代替案の比較検討を行ってもプロジェクトの妥当性が明らかに認められない場合 ➤ 事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合 ➤ 深刻な環境社会影響が懸念されるにもかかわらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する見込みがない場合 ➤ 事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会影響の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合

➤ カテゴリ分類に関する質問

質問	回答
カテゴリ分類に明確な基準、もしくは、例示などを設ける必要はないのですか？	個別案件の環境社会影響はその規模によらず、案件の置かれた環境により異なるため、一律の判定基準を設定することは適切ではないと考えています。
カテゴリ変更で、例えば環境にかかる重大な影響が途中で発覚し、カテゴリ B からカテゴリ A へと変更になった場合、プロジェクトの要件は環境ガイドライン上カテゴリ A の要件を満たす必要があるのでしょうか？	環境レビュー後にカテゴリ A に変更になった場合、原則として環境ガイドライン上カテゴリ A の要件を満たすよう相手国等に対し働きかけます。JICA は、変更の概要と変更後のカテゴリ分類を公開し、主要な環境社会配慮文書を入手後速やかに公開の上、環境レビューを行います。
カテゴリ分類結果の具体的な情報公開の時期について、どのように考えているのですか？	JICA はカテゴリ分類結果をプロジェクトの極力早い段階で公開する考えであり、具体的には、協力準備調査を行う場合はその実施決定前、協力準備調査を行わない場合は要請受領後に公開することとしています(3. 2. 1. 2.)。
カテゴリ分類結果が公開された後、JICA が相手国等、ステークホルダー及び第三者等からの情報に基づきカテゴリを変更することはありうるのでしょうか。その際どのように情報公開が行われるのでしょうか？	合意文書締結前に公開しているカテゴリは暫定的なものであり、確定したものではありません。従って、スクリーニング情報の公開後新たに得られた情報によりカテゴリを変更することは起こり得ます。この場合速やかにウェブサイト上にて変更後のカテゴリ分類結果を公開したいと考えております。
融資資金が使用されるプロジェ	カテゴリ FI は、合意文書締結前の時点で、資金が使用されるプロジェクト

クトが確定している場合でも、銀行等の金融機関を経由した場合には、カテゴリ FI になるのですか？	が未確定の場合にのみ適用されるカテゴリです。従って、たとえ金融機関を経由して融資をするケースでも、合意文書締結前の時点で融資資金が使用されるプロジェクトが確定している場合、カテゴリ FI には分類されません。そのプロジェクトについて、カテゴリ A、B、C のどれに該当するかを判断することになります。
カテゴリ FI とはどのようなカテゴリなのですか？	カテゴリ FI は、有償資金協力において、合意文書締結時点においては個別の融資対象プロジェクトが未確定であり、それらプロジェクトの環境社会配慮確認を合意文書締結前には行えない形態を対象とするものです。
カテゴリ FI のレビュー手続きはどのように行われるのですか？	個別のプロジェクトが合意文書締結時点で環境社会配慮確認を行う他のプロジェクトと実質的に同様の環境社会配慮確認を行うため、環境ガイドライン3. 2. 1. (4). 1. では、「JICA は、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて本ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認する。また、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力を確認の上、必要に応じて実施能力強化のための適切な措置が取られることを求める。」旨記述しています。具体的には、例えば、 1) 金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力を確認し環境ガイドラインによる環境社会配慮確認を委任する。 2) 金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力につき十分な能力があると判断できない場合においては、環境社会配慮体制強化のためのコンサルタントの雇用を義務付ける。 3) カテゴリ A のサブプロジェクトについてはサブローンの対象としない。 等いくつかの方法が考えられます。どのような対応が適当かは一律に決めることが困難であることから、このように一般的な考え方を示すこととしたものです。 また、カテゴリ FI に分類された場合でも、融資契約締結時に環境レビュー結果をウェブサイト上で公開することを明記しています。 環境ガイドライン3. 2. 1. (4). 3. では、「対象サブプロジェクトにカテゴリ A に分類されるものが含まれることが見込まれる場合、JICA は、原則として、カテゴリ A のサブプロジェクトについて、その実施に先立ち、カテゴリ A で求められているものと同様の環境レビュー及び情報公開を行う」ことになっています。
一度スクリーニングや環境レビュー等を行ったプロジェクトについて再度追加的に融資を行う場合には、改めてスクリーニング及び環境レビュー等を行う必要があるのですか？	環境ガイドライン3. 2. 2. 6. に規定されている通り、「プロジェクトに重大な変更が生じた場合、改めてカテゴリ分類を行い3. 2. 1. に従って環境レビューを行う。変更の概要と変更後のカテゴリ分類を公開し、主要な環境社会配慮文書を入手後速やかに公開する」ことになっています。

輪切りのプロジェクトで最初の時点でプロジェクト全体についてスクリーニングや環境レビュー等を行ったプロジェクトについて、その後年次資金を供与する場合には、毎年スクリーニング及び環境レビュー等を行う必要があるのですか？	輪切りのプロジェクトで最初の時点でプロジェクト全体についてスクリーニングや環境レビュー等を行ったプロジェクトについては、プロジェクトの環境に与える影響が最初にスクリーニングや環境レビュー等を行った際のもものと大きく異なっていない場合には、改めてスクリーニングや環境レビュー等をする必要はないと考えています。
--	--

➤ 情報公開に関する質問

質問	回答
情報公開の基本方針は何ですか？	相手国等が主体的に情報公開を行うことを原則としています。その一方で、JICA も業務実施における主要な段階で情報公開を行います。
環境ガイドラインに基づく情報公開と『独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律』（以下「情報公開法」という。）に基づく情報公開との関係はどうなっているのですか？	情報公開法に基づく情報公開は、JICA の保有する法人文書について、皆様からの開示請求に基づき、法律に従って、開示すべきか否かを判断するものです。 これに対し、環境ガイドラインに基づく情報公開は、JICA が自主的・積極的に、スクリーニング情報や環境レビューに関する重要な情報等を提供していくことにより、JICA 自身の業務の透明性を高めるだけでなく、関係機関、ステークホルダー等第三者からの情報提供をも促すものです。これにより情報公開法の趣旨をより積極的に実現、充実させることができると考えています。
環境ガイドラインの施行によって、旧環境ガイドラインと比べ、新たにどのような情報がウェブサイト上で公開されることになるのですか？	情報公開対象として、環境許認可証明書、住民移転計画、先住民族計画、及びモニタリング結果が新たに加われました。 具体的には、協力準備調査の実施決定前（同調査を行わない場合は要請受領後）にカテゴリ分類結果を公開します。その後、カテゴリ A 案件は、環境レビュー前に、a.協力準備調査最終報告書又はそれに相当する文書、b.環境アセスメント報告書（合意文書締結 120 日前）及び環境許認可証明書、c.住民移転計画（大規模な非自発的住民移転が生じる場合）、先住民族計画（先住民族のための対策が必要な場合）を公開します。更に、合意文書締結後に環境レビュー結果を、モニタリング段階でモニタリング結果（相手国の了解を前提）を公開します。
環境ガイドラインにおいて、環境アセスメント報告書等の公開が要求されていますが、国によっては、環境アセスメント報告書等の	すべての国について調査したわけではありませんが、環境アセスメント報告書等を公開することを法的に定めていない国はあっても、環境アセスメント報告書等の公開を禁止している国は見うけられません。環境アセスメント報告書等の公開を義務付けていない国におけるプロジェクトの場合、

公開を法的に認めていない国もあるのではないですか？	相手国等に対し自主的に環境アセスメント報告書等を公開するよう働きかけを行っています。
相手国等の制度を無視して相手国等に対して、環境アセスメント報告書等の公開を要求することは内政干渉にもなりかねないのではないですか？	環境と両立した持続的な事業を達成する手続として、環境アセスメント報告書等の公開は重要であると考えており、相手国においても環境アセスメント報告書等を公開する方向で相手国等に説明し、理解を求めています。 しかしながら、法律上は公開を禁止していないものの、現段階では運用上公開していない国もあります。これは単に環境影響評価制度の問題というよりは、「情報公開」に対する考え方の相違に原因があると考えられます。従って、環境ガイドラインでは環境アセスメント報告書等の公開を求める方向で相手国等と協議していく所存です。 JICA としては、相手国等に環境アセスメント報告書等の公開の重要性を理解して頂くために、今後も協議の機会を引続き持つ考えです。
情報公開に際し、個人情報の取扱いはどうに行うのですか？	本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある個人情報は公開の対象としません。例えば、住民移転計画に記載されている個人の資産に関する情報が、これに該当すると考えています。
カテゴリ A に該当するプロジェクトに関する環境アセスメント報告書等は日本国内でも公開するのですか？	カテゴリ A で要求される環境アセスメント報告書等は、その入手状況をウェブサイトに掲載するほか、環境アセスメント報告書等そのものについても商業上の秘密等を除く等の適切な手続を経た上で JICA のウェブサイト上にて公開します。
影響を受ける地域住民はウェブサイトにはアクセスできない場合が殆どであり、このような人々はどのようにプロジェクトの情報を入手できるのですか？	JICA が想定している情報公開の仕組みはウェブサイトを通じたものばかりではありません。環境ガイドライン別紙1(社会的合意)では、現地において「ステークホルダーとの十分な協議」が行われていることを対象プロジェクトに求められる環境社会配慮の原則としており、住民に対して十分な情報公開がなされるよう求めています。
「環境レビュー前に、(協力準備調査の)最終報告書もしくはそれに相当する文書(いずれも、入札関連情報を除く)についてウェブサイトで公開する」の「それに相当する文書」とはどのようなものですか？	協力準備調査が完了し最終報告書が公開されていなくとも、環境社会配慮に関して十分な判断を行うことが可能となるよう、環境社会配慮に関する情報を含む所要の情報が全て含まれるものを公開した上で、環境レビューを実施することが可能なことを明示したものです。所要の情報とは、プロジェクトの内容、スケジュール、プロジェクトの妥当性の検討、環境・社会配慮等の情報を指し、これら情報に関して協力準備調査の最終報告書に相当する文書を同最終報告書に代わって環境レビュー前に公開いたします。
環境レビュー結果を、早期に情報公開することはできないのですか？	環境社会配慮面で重要な条件が合意される可能性があることより、環境レビュー結果に基づき最終的に意思決定を行うタイミングは、対外的に支援をコミットする合意文書締結時であると考えています。この観点から、環境レビュー結果については、合意文書締結後に公開することとしています。

合意文書についても締結後公開されるのですか？	環境社会配慮に関する情報については、環境ガイドラインに則って、積極的に情報公開しています。他方、無償資金協力、有償資金協力の合意文書は守秘義務から公開の対象とはなりません。
ガイドライン1. 3. 18. において、「無償資金協力における Grant Agreement(G/A)等」とありますが、等には何が含まれますか？	技術協力における技術協力プロジェクトや開発計画調査型技術協力の実施を合意する文書が含まれます。

➤ ステークホルダー協議に関する質問

質問	回答
プロジェクトにより影響を受ける現地の住民の意見を反映できるようにするため、JICA の環境ガイドラインにおいてはどのような内容を盛り込んでいるのですか？	JICA としては、各プロジェクトで環境社会配慮を考えるにあたって、女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者を含めプロジェクトの影響を受ける可能性のある人々のご意見が適切に反映される必要があると考えています。環境ガイドラインにおいても、別紙1（社会的合意）では「地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である」「女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、……社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていない旨を明記しています。 また、JICA が環境社会配慮確認を行うにあたって、幅広く情報収集を行うことが重要であると考えており、環境ガイドライン2. 1. 6. においては、「プロジェクトの環境社会配慮に関する情報が現地ステークホルダーに対して公開・提供されるよう、相手国等に対して積極的に働きかける」旨を明記しています。
ステークホルダーとの協議は、誰が主催するのですか？	主催者は相手国等となります。JICA は、必要に応じて開催を支援します。
環境ガイドラインにおいてはステークホルダーの範囲について、どのように考えているのですか？	環境ガイドラインの1. 3. に定義されるとおり、「現地ステークホルダー」とは、事業の影響を受ける個人や団体(非正規居住者を含む)及び現地で活動している NGO をいいます。また、「ステークホルダー」とは、現地ステークホルダーを含んだ、協力事業に知見もしくは意見を有する個人や団体をいいます。 なお、環境アセスメントは、当該プロジェクトが位置する国における手続に基づき行われるものであり、ステークホルダーとの協議についても、個別プロジェクトの内容、周辺状況等を勘案しつつケースバースケースでステークホルダーの範囲を検討していくことになると考えています。
非正規居住者をステークホルダー	協力事業の対象地に居住する住民は、非正規居住者であっても、対象

一として含める必要があるのですか？	地で生活または生計を立てている人々は、現地ステークホルダーに含めます。ただし、いわゆる「Professional Squatter」(補償を得ることのみを目的とする非正規居住者)については、相手国政府と協議の上その対応を検討する必要があると考えます。
重要事項 4 の「意味ある参加」および「真摯な発言」とはどのような意味ですか？	「意味ある参加」とは双方向のコミュニケーションがあって、ステークホルダーの意見が適切に計画に反映されることを意味しています。 「真摯な発言」とは責任を持った発言を意味しています。
ステークホルダーとの協議が適切に行われたかをどのように確認するのですか？	ステークホルダー協議を行った際は協議議事録を作成するよう働きかけることとしており、JICAはその内容がプロジェクトの計画で配慮されているかを確認します。
別紙 2 において「地域住民等のステークホルダーと協議が行われ、協議記録等が作成されていなければならない」とありますが、協議が行われているか否かを JICA としても確認するのですか？	環境ガイドラインでは、適切な環境社会配慮を行うため、地域住民等との対話が重要だと認識されています。 環境ガイドライン別紙2では、環境アセスメント報告書に記述されていることが望ましい事項として、協議会の記録をあげており、これらを通じた確認を行います。

➤ モニタリングに関する質問

質問	回答
モニタリングを行う目的についてどのように考えているのですか？	JICA としましては、モニタリングは、相手国等が環境社会配慮を確実に実施しているか確認するために行うものと考えています。また、モニタリングは、当初予見されていなかった影響の早期発見に資することから、何らかの問題が確認された場合には、速やかに相手国等に伝達し、適切な対応を促してきました。 環境ガイドラインにおいても、別紙1(モニタリング)で、「予測が困難であった事態の発生の有無……を把握し、その結果に基づき適切な対策をとらなければならない」旨明記しています。その上で、モニタリングの結果問題が確認された場合には、「相手国等による適切な対応を促す。」(3. 2. 2. 3.) こととし、予見されていなかった影響等にも対応することとしています。
モニタリングを実施する項目、実施期間を予め規定しないのですか？	環境ガイドラインでは、計画された対策が着実に実施されているか、その計画内容が十分なものであったか、想定されていなかった外部変化により環境への負の影響が生じていないか等をフォローするためモニタリングは重要であると考えており、JICA によるモニタリングとして、カテゴリ A、B 及び FI について相手国等によるモニタリング結果の確認を行うこととして

	います。 具体的なモニタリング項目、期間については、どのような内容とするかを一律に定めることは適当ではないと考えており、セクターやプロジェクトの内容・特性、周辺の状況等さまざまな要素を踏まえ、個別に必要な項目、期間を決めることになります。 なお、主なモニタリングの項目としては、 ➤ 許認可・説明(当局からの指摘事項への対応) ➤ 汚染対策(大気質、水質等) ➤ 自然環境(生態系等) ➤ 社会環境(住民移転等) 等が考えられます。こうした項目については環境ガイドライン別紙 6 に「モニタリングを行う項目」として予め例示しています。また、モニタリングの頻度、項目等について相手国等と合意し、この合意に沿って JICA としてのモニタリングを実施して行きます。
モニタリングの実施期間はどれくらいですか？プロジェクトが適切に運営されていることが明らかの場合であっても、モニタリングをいつまでも継続することは非効率ではないのでしょうか？	モニタリングの実施期間については、プロジェクト毎の性格、想定される環境影響の重大さ、不確実性等を考慮し個別に設定することが適当と考えています。 なお、セクターやプロジェクトの特性・実態を踏まえ、プロジェクトが適切に運営されていることが確認された場合においては、JICA によるモニタリングは一定期間後に簡素化または終了することとしており、効率的に業務を遂行できるよう配慮しています。
より効果的なモニタリングを実施するため、中間段階での評価等の際住民から直接意見をくみ上げるようなことは行われるのですか？	モニタリングを住民が参加して行うことは問題の早期発見、持続的な事業効果の発現という観点から、望ましいことであると JICA でも認識しています。環境ガイドラインの 3. 2. 2. 1. においては、「プロジェクト実施主体者が環境社会配慮を確実に実施しているかを確認するために、JICA は……モニタリング結果の確認を行う」と記述しており、これにより可能な限りポジティブな影響が発現されるよう、JICA として今後も留意していきます。またステークホルダー及び第三者等からの情報提供も歓迎しています。
モニタリング結果を得るために行う現地調査は、従来から行っている現地調査とは異なるものなのでしょうか？	モニタリング結果については、相手国等より提出されますが、環境ガイドライン 3. 2. 2. 2. に規定している通り、JICA による現地調査も必要に応じて行います。従来から必要に応じて現地調査を実施してきており、環境ガイドラインの施行後も、これまでと同様に実施していく所存です。
モニタリングを適切に実施することは重要だと思いますが、環境モニタリング体制を強化するために、JICA としてはどのような対	JICA としましては、計画された対策が着実に実施されているか、その計画内容が十分なものであったか、想定されていなかった外部変化により環境への負の影響が生じないか等を確認するためにもモニタリングは重要であると考えており、これまでも体制強化に努めてきました。

応をとっているのですか？	例えば、必要と判断される場合には、プロジェクト実施主体者による環境モニタリングの支援、体制強化等を含めるなどの対応をとっています。
モニタリングの段階においても、何らかの情報公開を行うことは規定されているのですか？	環境ガイドライン3. 2. 2. 7. で、「JICA は、相手国等によるモニタリング結果について、相手国等で一般に公開されている範囲でウェブサイトで公開する。」とし、環境ガイドライン別紙1(モニタリング)では、「モニタリング結果を、当該プロジェクトに関わる現地ステークホルダーに公表するよう努めなければならない。」とし、相手国等による対応を促しています。

➤ 環境社会配慮項目に関する質問

質問	回答
「不可分一体の事業」とはどのようなものですか？	「不可分一体の事業」とは、JICA が協力を行う対象プロジェクトと密接に結びついており、分けたり切り離したりできない事業を意味します。事業の関連度合い、実施主体、実施のタイミング等、様々な状況に応じてケース・バイ・ケースで判断します。例えば、ある鉱山事業と、その鉱山専用のインフラ整備事業については、不可分一体の事業と考えられる可能性があります。
なぜ「プロジェクトを実施しない案」を代替案に含めるのですか？	プロジェクトを実施しないことによる影響と実施することによる影響を比較するためです。プロジェクトを実施しない案を代替案に含めることにより、プロジェクトの正当性をより明確に説明することが可能になります。
環境ガイドラインではプロジェクトの実施地における政府（国政府及び地方政府を含む）が定めている環境社会配慮に関する法令、基準の遵守を求めるのみならず、国際的基準の遵守についても求めているのですか？	JICA が環境社会配慮確認を行うにあたって、プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認し、加えて JICA が適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等の基準又はグッドプラクティス等をベンチマークとして参照することとしています。ただし、国、地域毎に自然環境、社会・文化的背景等は異なっており、一律の基準を全てのプロジェクトに適用することは必ずしも適切ではないと考えています。
環境ガイドラインで、環境社会配慮に関して参照される国際的基準やグッドプラクティスとはどのようなものですか？	JICA は、環境社会配慮確認を行う必要のある全ての項目を網羅した世界中で適用可能な国際的基準は、現在のところないものと認識しており、一般的には、国際的基準として、国際条約等、世界銀行以外の国際機関等の基準、わが国や米国、欧州等先進国の基準、規制を参照することを考えています(注)。 参照すべき基準、グッドプラクティスは多数ありますが、具体的に参照するものの例としては、次のようなものが考えられます。 1) 汚染対策 我が国、米国の規制値

	マルポール条約 2) 自然環境 世界遺産条約 ラムサール条約 ワシントン条約 IUCNのレッドリスト 3) 社会環境 世界遺産条約 DAC の住民移転に係るガイドライン これら以外のものも含めすべてを列挙することは困難であることから、環境ガイドライン2. 6. 3. では、「JICAは、環境社会配慮に関し、国際機関、地域機関、日本等の先進国が定めている基準やグッドプラクティス等を参照する」と包括的に記述しています。また、今後新たな基準が国際的に確立された場合には、これも参照していく所存です。 (注)JICA の環境レビューでは、原則として世界銀行のセーフガードポリシーを用いて確認を行っていることから、環境ガイドラインにおいて世界銀行のセーフガードポリシーについては「参照」ではなく、「大きな乖離がない」ことを確認することになっています。
プロジェクトの実施地における政府（国政府及び地方政府を含む）が定めている環境社会配慮に関する法令、基準が、国際的な水準と比較して著しく緩い場合等においては、どのような対応をとるのですか？	環境ガイドライン2. 6. 3. において規定している通り、「大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国等（地方政府を含む）に対話を通じて働きかけを行い、その背景、理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認する。」こととしています。確認の結果、「適切な環境社会配慮が確保されないと判断した場合は、適切な環境社会配慮がなされるよう相手国等に働きかける。」（2. 8. 1. 1. ）ことになります。ただし、国、地域毎に自然環境、社会・文化的背景等は異なっていますので、そうした状況を勘案する必要があると考えています。
大きな乖離がないことを確認する、世界銀行のセーフガードポリシーとはどのようなものですか？	世界銀行のセーフガードポリシー「Operational Policy 4.10:Annex B」は、世銀のウェブサイト（http://www.worldbank.org）で公開されており、「Policies and Procedure」、「Safeguard Policies」、「Indigenous Peoples」等のキーワードで検索・閲覧が可能です。 具体的には以下のようなものです。 ➤ 環境アセスメント(OP 4.01) ➤ 自然生息地(OP 4.04) ➤ 病害虫管理(OP 4.09) ➤ 先住民族(OP 4.10) ➤ 有形文化資源(OP 4.11) ➤ 非自発的住民移転(OP4.12) ➤ 森林(OP 4.36)

	➤ ダムの安全性(OP 4.37) ➤ 国際水路におけるプロジェクト(OP 7.50) ➤ 紛争地におけるプロジェクト(OP 7.60)
非自発的住民移転に関する国際機関のガイドラインは JICA の環境配慮においてどのように活用されるのですか？	環境ガイドラインに基づき環境社会配慮確認を行うに際し、住民移転についての世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認します。また、適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、グッドプラクティス等をベンチマークとして参照することとしています。 なお、住民移転計画に含まれるべき内容については世界銀行 OP4.12 の Annex A に規定されている内容が含まれることが望ましいと考えています。
ガイドライン別紙1の非自発的住民移転において、「住民移転計画には、世界銀行のセーフガードポリシーの OP4.12 Annex A に規定される内容が含まれることが望ましい」とありますが、OP4.12 Annex A に規定される内容とはどのようなものですか？	「Operational Policy 4.12: Annex A」は、世銀のウェブサイト (http://www.worldbank.org) で公開されており、「Safeguard Policies」、「Policies and Procedure」、「Involuntary Resettlement」等のキーワードで検索・閲覧が可能です。 OP4.12 Annex A で挙げられている、住民移転計画に記載すべき主な項目は、以下の通りです。 ➤ 移転に係る社会経済調査の結果 ➤ 移転対象者の定義及び補償・支援の受給資格 ➤ 損失価額の算定方法及び損失の補償方法 ➤ 補償及び支援の具体的内容 ➤ 移転先に用意される住宅、インフラ、公共施設 ➤ 移転住民及び移転先コミュニティの移転プロセスへの参加 ➤ 苦情処理メカニズム ➤ 実施スケジュール ➤ 費用見積もり及び予算計画 ➤ モニタリング及び事後評価の概要
非自発的住民移転を伴うプロジェクトの場合、JICA は住民の合意をどのように確認するのですか？	環境ガイドラインでは、適切な環境社会配慮がなされるためには、別紙 2 で示されている通り、地域住民等との適切な対話を重視しています。JICA は、相手国等からの情報を基に適切な過程を経て住民の合意に到ったかどうか確認します。また相手国等から提供される情報のみならず相手国政府及びその機関、協調融資を行おうとしている融資機関、ステークホルダーから提供される情報の重要性を認識し、これらも活用する考えです。
先住民族に該当するかの判断基準はどのようなものですか？	先住民族に該当するかは、世界銀行 OP 4.10 及び関連情報等を踏まえつつ、個別の状況に応じて JICA が判断していく方針です。
ガイドライン別紙 1 の先住民族において、「プロジェクトが先住民	先住民族に関する国際的な宣言や条約には、以下の宣言、条約が該当します。

族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や条約（先住民族の権利に関する国際連合宣言を含む）の考え方に沿って、土地及び資源に関する当該先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報が提供された上での自由な事前の協議を通じて、当該先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。」とありますが、先住民族に関する国際的な宣言や条約にはどのようなものがありますか？	➤ 先住民族の権利に関する国際連合宣言 (United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples) ➤ 独立国における先住民族及び種族民に関する条約 (Convention concerning Indigenous and Tribal Peoples in Independent Countries) (通称: 国際労働機関 (ILO) 169 号条約)
ガイドライン別紙1の先住民族において、「先住民族計画には、世界銀行のセーフガードポリシーの OP4.10 Annex B に規定される内容が含まれることが望ましい」とありますが、OP4.10 Annex B に規定される内容とはどのようなものですか？	「Operational Policy 4.10: Annex B」は、世銀のウェブサイト (http://www.worldbank.org) で公開されており、「Policies and Procedure」、「Safeguard Policies」、「Indigenous Peoples」等のキーワードで検索・閲覧が可能です。 OP4.10 Annex B では、次のような項目を必要に応じて先住民移転計画に記載するものとして挙げています。 ➤ 先住民族に係る社会的アセスメントの要旨 ➤ プロジェクトに係る情報が提供された上での先住民族との事前の自由な協議結果の要旨 ➤ 先住民族が文化的に適切な社会経済的便益を享受することを保証する方策 ➤ 先住民族に対する負の潜在的影響を回避、最小化、緩和あるいは補償する適切な方策 ➤ 費用見積もり及び予算計画 ➤ 苦情処理メカニズム ➤ モニタリング及び事後評価の概要
人権について、環境ガイドラインでは、どのように確認することを考えているのですか？	環境ガイドライン2. 5. 2. に規定されている通り、「JICA は、協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重する。この際、女性、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮する。人権に関する国別報告書や関連機関の情報を幅広く入手するとともに協力事業の情報公開を行い人権の状況を把握し、意思決定に反映する。」ことになっており、個別のプロジェクト・レベルで具体的に対応ができ、JICA としても判断基準がより明確なものについて確認を行います。また、女性や子ども等

	社会的弱者への配慮については、別紙1の「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」の中に盛り込んでいます。 なお、国レベルで対処すべき人権については、本環境ガイドラインで扱うのではなく、外交上、あるいは政策上の対応として、例えば ODA 大綱等で対応することが望ましいと考えています。
ジェンダー、子供の権利、HIV / AIDS 等の感染症などについては、どのような点について確認すればよいのですか？	環境ガイドラインは個別プロジェクトにおいて環境、社会への影響を検討するためのものであり、個別プロジェクトで配慮を確認するのが適当と考えられる子供の権利や HIV / AIDS、ジェンダー等を確認することとしています。 ジェンダーについては、例えば、住民移転を伴う場合、女性の意見・考えについても十分尊重され、排除されない仕組みが準備されるか等を確認することになります。子供の権利については、例えば住民移転を伴うプロジェクトの場合、移転先において子供たちのために十分な学校や医療保健施設が準備されるか等につき個別プロジェクトにおいて確認することになります。 HIV / AIDS 等の感染症については、例えば大規模な土木工事を伴うもので、労働者キャンプを設営するような場合、労働者に対し感染症対策につき十分な教育がなされているか等を確認することとなります。 どこまでを検討する影響の範囲として考えるかについては、プロジェクトによって様々であることから、一律に定めるのは適当ではなく、個別プロジェクト毎に検討されるのが適当と考えています。
ガイドライン別紙1の生態系及び生物相において、「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない。」とありますが、重要な自然生息地または重要な森林とはどのようなものですか。また、著しい転換、著しい劣化とはどのようなものですか？	世界銀行のセーフガードポリシーの定義を踏まえ、重要な自然生息地の例としては以下のようなものがあり得ると考えられます。また、重要な森林は重要な自然生息地と認められた森林地域を言うものと認識しています。 重要な自然生息地 (1) 既に指定された保護区、政府が公式に保護区候補地とする地域、伝統的な地域コミュニティが政府の指定に先んじて保護区と受け止める地域及びこれら地域を保護区足らしめるに不可欠な地域。 (2) 上記(1)項で規定する地域以外の類例として、例えば、保護区に準じた存在として伝統的な地域コミュニティが受け止める地域、生物多様性保全に極めて適するとされる地域並びに希少種、危急種、移動種及び絶滅危惧種にとって重要な地域。 また、世界銀行のセーフガードポリシーの定義を踏まえ、著しい転換、著

	しい劣化の考え方については、以下のように認識しております。 ➤ 著しい転換 重要な自然生息地足らしめる状態が、完全に消滅または著しく減少すること ➤ 著しい劣化 重要な自然生息地としての種の保全機能が、著しく減少すること。
原子力発電プロジェクトに関する JICA の支援の考え方はどのようなものですか？	OECD のルールにより、原子力発電所建設を ODA で支援することは禁じられています。JICA としては、国際ルールに従うとともに、本環境ガイドラインに基づく適切な環境社会配慮を行いつつ対応してまいります。

以 上